

社会福祉法人成寿会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、女性職員が仕事と家庭を両立させることができ、少しでも永く勤続できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日

2 当法人の課題

課題1：女性の平均勤続年数は男性よりもやや短く、絶対平均勤続年数が短い。

課題2：女性管理職の占める割合(現状 45%)が男女比率(現状 63%)よりも少ない。

3 目標と取組内容・実施時期

目標1：向こう2年間で、女性の平均勤続年数を現状10年4ヶ月から12年以上にする。

＜取組内容・実施時期＞

令和6年 4月～ 主に若手の労働者を対象に、職業生活と家庭生活との両立をするための参考となる社内研修会を定期的実施する。このことにより、結婚・産後も仕事を継続する意欲をもってもらい、永年勤務へつなげてもらう。

令和6年 4月～ 既に設置済みの事業所内託児施設について、職業生活と家庭生活との両立を支援するため引続き運営を継続し、永年勤務へつなげてもらう。また求職時にも託児所の積極的PRを行なう。

令和6年 4月～ 既に設置済みの職員意見箱(無記名)に投書される意見の中で、労働環境改善に関するものについては特に重要視し、法人として取組むよう検討していく。このことにより、仕事を継続する意欲を維持してもらい永年勤務へつなげてもらう。

目標2：向こう2年間で、管理職に占める女性職員の割合を現状45%から60%以上にする。

＜取組内容・実施時期＞

令和4年 4月～ 職員の能力・取組姿勢・貢献度を客観的に評価し、合わせて職員の将来のキャリア目標等も把握することにより、将来が有望視される職員を管理職へ登用していく。

情報公表
(令和 7 年 4 月 1 日)

項 目	女性労働者	男性労働者
採用した労働者に占める男女労働者の割合 (R6 年度, 正職員)	29.2%	70.8%
労働者に占める女性労働者の割合 (R6 年度, 正職員)	62.0%	38.0%
管理職に占める男女労働者の割合* (R7. 4. 1 現在, 正職員)	50.0%	50.0%
役員に占める女性の割合 (R7. 4. 1 現在)	18.2%	81.8%
男女の平均継続勤務年数 (R7. 4. 1 現在, 正職員)	10.2 年	10.7 年
男性職員の育児休業等の取得割合 (R6 年度, 常時雇用する職員)		0%
男女の賃金格差** (R6 年度, 正職員)	83.2%	100%
男女の賃金格差** (R6 年度, パート・嘱託・有期契約職員)	101.0%	100%
男女の賃金格差** (R6 年度, 全職員)	82.4%	100%

*部長以上の職員、あるいは構成員が 10 人以上の同一部署において主任以上でかつその職務内容及び責任の範囲の程度が「課長級」に相当する者

**「男性職員の年平均時間給を 100%」としたときの「女性職員の年平均時間給」。計算に用いる賃金は通勤手当以外のすべての賃金(手当・賞与・一時金・余業)を含み、時間数は余業時間数を含む。